

地籍調査の主な作業順序

※所有者(関係者)の皆様に主にご協力いただく作業は点線で囲んだ部分です。

《一年目》

説明会

土地所有者（関係者）の皆様に説明会のご案内と所有地等を記載した一筆地調査前名寄せ帳を配布。説明会では、事業内容等の説明を行い、現地の草刈りや立会いのご協力をお願いします。

基準点測量

一筆地調査後の面積を測定するために、必要な基準点を設置。地籍調査の元になる大切な測量です。（地籍図根三角・細部図根測量）

一筆地調査

自分の土地の境界について、隣接土地所有者とよく相談し、事前に境界となる位置を確認しておいて下さい。その後、委託業者と立会いのもと、境界の位置並びに分・合筆の有無、現況地目等を調査確認し、境界杭にナンバーを付け、境界を確定します。

測量

一筆地調査で確認した境界杭を測量します。

《二年目》

原図作成

測量で得たデータをもとに委託業者が地籍図原図を作成します。

面積測定

地籍測量の結果に基づいて、面積を測定します。

閲覧

作成した地籍簿及び地籍図（案）を土地所有者（関係者）の方に閲覧してもらい、誤りが無いか確認後、閲覧確認書に署名押印をしていただきます。

《三年目》

認証

地籍調査の成果について、市から県に認証請求を行い、県が国の承認を受けて成果の承認を行います。市は県より認証書を受領後、地籍簿・地籍図の写しを法務局へ送付します。

成果の報告

登記完了後、地籍調査の結果新しく確定した地目、地積、地番等をお知らせします。（地籍調査事業の完了）